

平成31年4月から

## 不育症、不妊症と診断された夫婦への医療費助成について



- 不育症治療費の助成事業が新しく始まります。
- 一般不妊治療費の助成を拡充します。

### 不育症治療費助成について

助成内容	不育症の検査および治療費(医療保険適用と適用外の両方)
対象者	・婚姻が確認できる法律上の夫婦で、指定医療機関で不育症と診断された方 ・不育症の治療を受けた妻の年齢(治療開始時点の年齢)が43歳未満の夫婦 ・治療および申請日に、夫または妻のいずれかまたは両方が、市内に住所がある方
補助金額	一年度あたり上限 10万円(本人負担額の1/2以内)
支給要件	夫および妻の前年の所得(1月から5月までの間に申請をする場合は、前々年の所得)の合計額が730万円未満
補助期間	治療を開始した月から2年間(県内の市町村で同制度の助成を受けていた場合はその期間も含まれます。)

### 一般不妊治療費助成について

助成内容	【変更前】 医療保険が適用されない人工授精に係る治療費 ↓ 【変更後】 一般不妊の検査および治療費(医療保険適用と適用外の両方)
対象者	・婚姻が確認できる法律上の夫婦で、産科・婦人科・泌尿器科・皮膚泌尿器科を標榜する医療機関で不妊症と診断された方 ・不妊症の治療を受けた妻の年齢(治療開始時点の年齢)が43歳未満の夫婦 ・治療および申請日に、夫または妻のいずれかまたは両方が、市内に住所がある方
補助金額	【変更前】 一年度あたり上限4万5千円(本人負担額の1/2以内) ↓ 【変更後】 一年度あたり上限 10万円(本人負担額の1/2以内)
支給要件	夫および妻の前年の所得額(1月から5月までの間に申請をする場合は、前々年の所得)の合計が730万円未満
補助期間	治療を開始した月から2年間(県内の市町村で同制度の助成を受けていた場合にはその期間も含まれます。)

※特定不妊治療費助成(体外受精、顕微授精)は、津島保健所 ☎(26)4137にお問い合わせください。

#### 【所得額について】

所得額=所得合計額(年間収入金額-必要経費)-8万円(社会保険料等相当額)-諸控除額

#### 【申請の受付】

申請受付期間は、3月診療分から翌年2月診療分までを、翌年3月15日(当日が休館日である場合は直近の開館日)が申請締切日になります。

問 健康推進課(佐屋保健センター) ☎(28)5833